	一一一 フークス線の一川大心和木牧口首				
政策所管部局	民事局				
施策等の名称	登記事務のコンピュータ化				
目 標	基本目標				
	登記情報の電子化により,登記情報の適正な管理が可能になるだけでなく,登記事項証明書等の迅速な交付が可能となるなど利用者の窓口での待ち時間が大幅に短縮される。また,利用者が,登記所に出向くことなく,登記情報にアクセスすることができ,また,自宅近くの法務局において他管轄物件の証明書の取得ができるようになるなどの行政サービスの向上に資することができる。				
	【 基準年次: 平成13年度 評価総括年次: 平成16年度】				
	達成目標				
	平成16年度末までに,需要の多い都市部を中心として全国の主要な登記 所の登記情報の電子化を完了する。				
	指標1 不動産登記:全国 目標値等 不動産登記については,平成16年 度末までに,需要の多い都市部を中心 として全国の主要な登記所の登記情報 の電子化を完了する。				
	指標2 商業・法人登記: 全国の登記簿の総会 社・法人数に対する 移行完了会社・法人 数				
基本的考え方	IT (情報技術)施策の急速な進展を背景として,国民のニーズの変化・多様化が進む状況下において,国民生活及び経済活動の基本インフラである登記事務はその信頼性を保持し,社会の変化に的確に対応していく必要がある。従来の紙の登記簿等による事務処理においては,その登記簿等を職員が探す作業から入るため,必然的に登記簿謄本等の申請から交付までに長時間を要せざるを得なかった。また,紙の登記簿の原本を閲覧できたため,登記簿の抜き取り改ざん等の不正事案も後を絶たなかった。これらの問題を解決するため,登記事務のコンピュータ化を実施することとした。これにより,窓口での待ち時間は大幅に短縮され,登記情報の適正な管理も可能となり,また,登記情報提供制度,登記情報交換制度もコンピュータ化に伴い実現できるため,国民は窓口に出向くことなく,登記情報にアクセスでき,自宅近くの法務局において他管轄物件の証明書の取得ができるようになった。このため,不動産登記については,約2億7,000万筆個の物件についての登記情報を順次電子化することとし,平成16年度末までに需要の多い都市部等を中心に全国の主要な登記所における登記情報の電子化を完了することとした。また,商業登記については,約350万社の会社・法人の登記情報について,順次電子化を図ることとし,平成15年度末までに全国の主要な登記所				

┃における登記情報の電子化を完了することとした。その後も可及的速やかに登 記事務のコンピュータ化を完了させるべく、鋭意努力することとしている。

目標達成に影| 響を及ぼす可 能性のある外 部要因

特になし

測 定 方 法 等 1 . 測定時期:平成 1 6 年 3 月 3 1 日

2.測定方法等

平成15年度における移行完了率

評価の内容 1.平成15年度に講じた施策(実施状況)

平成16年3月31日現在

不動産移行完了率 70.2%

約2億7,000万筆個のうち,平成15年度において約7%をコンピュー タ化

商業・法人移行完了率 79.4%

約350万法人のうち平成15年度において約18%をコンピュータ化

2.評価結果

不動産については、平成15年度における電子化の実績を維持すれば、平成 16年度末までに,需要の多い都市部を中心とする全国の主要登記所について 登記情報の電子化が完了する見込みであり、商業については、平成15年度末 までに,主要登記所の登記情報の電子化は完了しており,いずれも目標は達成 している。

見直しの有無

商業については,現目標の達成年度である平成15年度を経過し,全登記所 のコンピュータ化の実現に向けた新たな目標の設定が必要となっている。

また、平成16年度からは、新たにオンラインによる登記申請のためのシス テムを導入するなど,登記事務のコンピュータ化に対する要請は,今後益々高 まることが予想されるほか,平成15年7月には「法務省電子政府構築計画」 が決定され,国民の多様なニーズに柔軟に対応できる質の高い行政サービスを 実現するために、現在の登記情報システムを刷新し、システムの再構築(最適 化)を行う方針が確認された。これを受けて,平成15年度においては,シス テム再構築に係る基本設計の調達を実施し、今後、詳細設計、システム開発等 を経て、平成20年度には新システムへの移行・運用を開始することとしてお り,その前提として,現行システムによる登記情報の電子化を完了させること が必要になっている。

そこで,平成16年度からは,最終的な登記情報の電子化の完了を目指して 新たな達成指標を設定し,今後の登記事務のコンピュータ化を計画的に進める こととする。

(平成16年度以降の設定目標)

達成目標

平成20年度早期に全国の登記所の登記情報の電子化を完了する。

	指標1	不動産登記:全国 の登記簿の総不動産 筆個数に対する移行 完了筆個数割合		不動産登記については, 平成20年度早期に全国の登記所の登記情報の電子化を完了する。
	指標2	商業・法人登記: 全国の登記簿の総会 社・法人数に対する 移行完了会社・法人 数割合	目標値等	商業・法人登記については,原則と して平成17年度末までに登記情報の 電子化を完了させる。
備考	•			

政策所管部局	民事局		
施策等の名称	商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入		
目標	基本目標		
	画 商業登記に基礎を置く電子認証制度(以下「本制度」という。)の導入を次の「達成目標」により進めることにより,電子商取引や電子申請・届出の基盤整備を早期に実現する。		
	【 基準年次: 平成13年度 評価総括年次: 平成16年度 】		
	達成目標		
	本制度を利用可能な法人の割合を平成16年度早期に100%とする。		
	指標 本制度を利用可能な法 目標値等		
基本的考え方	て、法人を電子的に認証し、電子証明書の発行等を行う制度である。 従来、国民等が法人を相手方として取引等を行う場合においては、その相手方の「本人性」、「法人の存在」及び「代表権限の存在」を確認するための方法として、登記所が発行する印鑑証明書・資格証明書が広く利用されてきたところであるが、電子的な取引社会においては、これらの紙の証明書に代わるものとして電子的な証明書が求められる。また、法人が行政機関に対して、オンラインにより申請・届出等を行う場合においても、自らを電子的に証明する手段として電子証明書が求められることとなる。 そこで、法務省においては、電子商取引や電子申請・届出等の基盤整備を早期に実現することを目的として、平成12年10月から本制度の運用を開始し、登記所において、法人に係る電子証明書を取得できるようにしたところであるが、これは、今後のIT社会の基盤をなすものであるとともに、高度情報化社会にふさわしい形で商業登記情報を活用する方法としても、重要な意義を持つものとなっている。 このように、本制度は、法人を認証する基盤として不可欠のものであり、早期に全国的なサービス提供を可能とすることが求められていることから、本制度の全国の登記所への導入に当たっては、登記所の統廃合等を考慮した予算の効率的な執行等に配慮しつつ、平成15年度までに実質的にすべての行政手続をインターネット等で行えるようにすることを目標とする電子政府実現のスケジュールを踏まえて、平成15年度内にはほぼすべての登記所に導入を終えるようにする必要がある。		
目標達成に影響を及ぼす可 能性のある外			

部要因	
測定方法等	1.測定時期: 平成16年3月31日
	2.測定方法等 本制度を利用可能な法人の割合を指標として評価することとし、各年度において、以下の数値を達成しているかどうかを測定する。 なお、目標数値は、電子政府の実現目標となる平成15年度までに導入を終えることを原則としつつ、予算の効率的な執行に配慮して、保有法人数の多い登記所から優先的に制度を導入することとした場合に得られる数値を基礎としている。 平成13年度末:約50%以上平成14年度末:約85%以上平成15年度末:約95%以上平成16年度早期:100%
評価の内容	1. 平成15年度に講じた施策(実施状況) 平成15年度においては、予算の効率的な執行に配慮しつつ、保有法人数の 多い登記所から優先的に制度を導入するよう配慮し、新たに222登記所にて 運用を開始した。 なお、この結果、40万弱の法人について、新たに本制度の利用が可能となった。
	2.評価結果 平成15年度末現在において,本制度を利用可能な法人の割合は,約98% となっており,基本目標を達成している。 なお,平成16年度においても引き続き電子商取引や電子申請・届出の基盤 整備を早期に実現するため,計画的な導入を図ることとしている。
見直しの有無	特になし
備考	

	一大人,5千尺天旗叶间天旭和木和口首 ————————————————————————————————————				
政策所管部局	大臣官	大臣官房司法法制部			
施策等の名称	外国法	外国法事務弁護士の在り方			
目標	基本目標	Ę			
	国民等	」 ≨が享受する外国法事務サーヒ	ごスの向上		
		【基準年次・評価総括年次:	平成 1 5 年	度】	
	達成目	票			
	外国	──]法事務弁護士の質を保ちなか	「ら数を増や	ु	
	指標1	外国法事務弁護士の増加	目標値等	対前年度増	
	指標 2	承認取消者の数	目標値等	承認取消者数ゼロの維持	
基本的考え方	2 部法向い 関はめ肢えい 法外験取 にす止を 会外の事上。そす,,のるる「我に国等り外おるし目「外のそぼ国外務し、こる同具堆た。目が関のを扨国け者,的施国名こ	国際 (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	易争こ ,」勺仆国登 をに皆こ さごりこ は るを環と 「 と法国法録 安めがお 護ス渉解 , 資ほ境っ 外と律法律者 定,,い 士の外決 法 格ぼがて 国り事に事数 さ昭そて を質的し 務 の独な不 弁う務係務を せ和の外 受及法, 大 承占い利 護)サるサ増 る6資国 けひ律そ 臣 認	国が高にてた択応て 本、試を 国住防と 合 る、一国が高にてた択応て 本、試を 国住防と 合 る、 一国が高にてた択応で 本、 はを 国住防と 合 る、 の	

|承認申請手続の円滑化,承認までの期間の短縮化を図ることにより,ひいて は外国法事務弁護士の登録者数を年々着実に増加させるべく努めている。

なお,施策の実施に当たっては,外国法事務弁護士の質を保ちながら数を 増やすことを目標に,現登録者数の前年度からの増加及び承認取消者数ゼロ の維持を成果指標とし、その結果を踏まえ外国法事務弁護士政策を適宜見直 し、最終成果である「国民等が享受する外国法事務サービスの向上」を目指

目標達成に影 部要因

景気動向,為替動向,市場企業活動のグローバル化といった要因は,民間企 **響を及ぼす可┃**業等の海外設備投資の増減,生産業を中心とした輸出関連収益の増減など企業 **能性のある外** | 活動に大きな影響を与え,これに伴って渉外的法律事務サービスの需要も変動 するものと考えられる。

測定方法等 1.測定時期: 平成16年3月31日

2.測定方法等

外国法事務弁護士の登録者数等については、上記の外部要因に大きく左右さ れる可能性が大であり,かつ定数の確保又は需要調整等を求めるものではない ので,達成目標を設定し,達成度を数値化することにはなじまないが,外国法 事務弁護士の現登録者数の増加は,我が国における外国法に関する法律サービ スの供給量が増加していることの証左となり得ることから、現登録者数が増加 することを目標に,現登録者数の前年度からの増加を成果指標とした。また, 承認取消者数がいないことは、これまでの資格審査が適正であったことを示す ものであり、登録後も二年次報告等によりその業務内容を把握することに努め てきた成果であり,外国法事務弁護士の質を保っていることの証左となり得る ことから、承認取消者数ゼロの維持も成果目標とした。

評価の内容 1.平成15年度に講じた施策 実施状況)

(1) 事前相談事務等

1,204件(同一人に対する複数相談を含む。) 事前相談件数 予備審査受理 43人

(2) 承認事務等

43人(前年度比 7.5%増) 承認申請受理

承認(新規) 4 2 人 (同 2 0 . 0 % 増)

登録(新規) 44人(同 62.9%增) 現登録者数 213人(同 12.6%増)

総承認者数 454人(前年度から42人増)

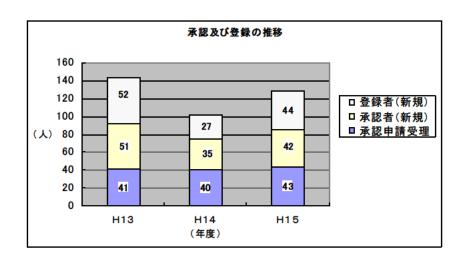
総登録者数 441人(同44人增)

別添「外国法事務弁護士の承認及び登録に関する状況」1及び2 のとおり

「外国法事務弁護士の承認及び登録に関する状況」1

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
承認申請受理	4 1	4 0	4 3
承認者(新規)	5 1	3 5	4 2
登録者(新規)	5 2	2 7	4 4

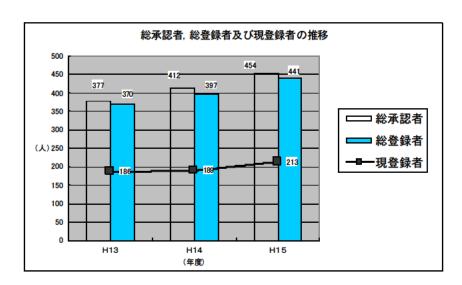
(注)各人数は,各年度末現在におけるもの。



「外国法事務弁護士の承認及び登録に関する状況」 2

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
総承認者	3 7 7	4 1 2	4 5 4
総登録者	3 7 0	3 9 7	4 4 1
現登録者	186	189	2 1 3

(注) 各人数は、各年度末現在におけるもの。



「外国法事務弁護士の承認取消者数に関する状況」

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
承認取消者	0	0	0
総承認取消者	0	0	0

(注) 各人数は、各年度末現在におけるもの。

(3) 承認審査事務処理の迅速性の維持

承認審査事務の処理については、行政手続法に基づき、処理期間を2か 月以内とする基準を遵守し、迅速に処理されている。

なお、承認審査事務処理の迅速性の維持は、外国法事務弁護士の増加の

要因の一つになり得るとともに、申請者の負担軽減の観点からも、今後も引き続き承認審査事務の迅速性を維持していく必要がある。

(4) 関連法令の改正作業

外弁法を所管する当部は、司法制度改革推進本部による改正外弁法の立案作業に協力してきたところであるが、平成15年7月18日、外弁法の改正を含む司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律が可決成立し、同月25日に公布された。

今回の外弁法改正の主要部分である外国法事務弁護士と弁護士との共同事業の自由化及び外国法事務弁護士による弁護士の雇用解禁等については,今後日本弁護士連合会則等の整備等所要の措置を行い,公布から二年以内に施行することを予定している。今回の改正によって,外国法事務弁護士と弁護士とが多様な形態で提携・協働して,日本法と外国法を含む,質の高い包括的・総合的な法律サービスに対する利用者のニーズにより的確に応えることが可能となるとともに,外国法事務弁護士の増加に寄与することが考えられ,我が国経済の国際競争力を回復するための基盤整備の一つとして,弁護士の国際化が進展することが期待される。

2.評価結果

平成15年度の外国法事務弁護士の現登録者数は,前年度の189人から12.6%増加して213人となった。前年度の1.6%増と比較すると大幅に増加しており,外国法事務サービスの供給量が増加し,結果として国内外の二ーズに応えるものとなったと評価することができる。また,承認取消者数ゼロを維持することができたことは,これまでの資格審査事務が適正であったことを示すものであるとともに,登録後も二年次報告書等によりその業務内容を把握することに努めてきた成果であり,外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やすという達成目標を達成する結果となった。

今後も,社会,経済活動の国際化に伴い,国民等が享受する外国法事務サービスを供給することのできる司法的なインフラとして,外国法事務弁護士に対するニーズの継続的な増加が見込まれることから,外国法事務弁護士制度の整備,拡充を図っていく必要がある。

見直しの有無

考

特になし

備

政策所管部局	大臣官房司法法制部					
施策等の名称						
		債権管理回収業の監督				
目 標 	基本目標					
	債権管理回	収業における債権管理回収	【行為等の)	適正が確保される。		
	【基準	年次・評価総括年次: 平成	1 5 年度2	1		
	達成目標					
		会社の違法・不当な業務に 等反社会的勢力の参入を排降		被害を未然に防止するととも		
	(営	指標1 苦情申立ての状況(苦情率) 目標値等 対前年減 (苦情率 = 年間苦情受付件数÷ 許可会社数 × 100)				
		検査の実施状況(実施率)				
	検査					
	参考指標 1 回収先(債務者)ヒアリングによる回収状況把握					
	参考指標 2 債権管理回収業の営業許可審査件数					
	参考指標 3	参考指標 3 債権回収会社に対する行政処分の件数				
基本的考え方	1 課題・ニーズ 金融機関等による資金供給の円滑化を図るため,金融機関等が抱える膨大 な不良債権を効率的に処理することが喫緊の課題である。					
	2 目的・意図 (1) これまで弁護士にしか許されていなかった債権回収業を,法務大臣による許可制を採ることにより民間業者に解禁し,債権回収の分野に民間活力を導入することで不良債権等の処理を促進する。 (2) 債権回収の分野には暴力団員,事件屋等の反社会的勢力が深く関与していた実態にかんがみ,許可に当たり,暴力団員等の反社会的勢力の参入を排除する。 (3) 許可業者(債権回収会社)の違法・不当な回収行為により債務者等が損害を受けることを防止するなど債務者等の保護を図るため,許可業者に対して行為規制を課すとともに十分な監督を行い,業務の適正な運営を確保する。					

- (4) 金融機関等が抱える不良債権を迅速かつ円滑に処理することにより,我 が国の経済の健全な発展に寄与する。
- 施策の具体的内容
 - (1) 債権管理回収業への暴力団員等の反社会的勢力の参入を排除するととも に、債権回収会社による違法不当な回収行為により債務者が被害を受ける ことなどを防止するため、法務省は警察庁及び日本弁護士連合会との三者 による緊密な協力体制を背景とした許可の審査及び監督業務を行う。
 - (2) 債権回収会社に対する立入検査の実施,回収先(債務者)に対するヒア リングによる回収状況の把握,苦情の受付等により,債権回収会社の業務 に関して法令違反行為又は法令違反につながるおそれがある不当な業務処 理事項が判明した場合には,行政処分(業務改善命令,業務停止命令,許 可取消し)の要否について検討し,債権回収会社に対する業務改善の措置 を執る。

目標達成に影 響を及ぼす可 能性のある外 部要因

特になし

測 定 方 法 等 1.測定時期:平成16年3月31日

2.測定方法等

不良債権の実質的処理を促進することにより金融機関等による資金供給の 円滑化を図り,国民経済の健全な発展に資するという基本目標を達成するた め、債権管理回収業の適正な運営を確保する過程において、債権回収会社の 業務運営等が適正になされるようにすることを中間成果目標とし、以下の指 標を用いることにより評価する。

- (1) 成果指標として,法務省に対する債務者等からの苦情申立ての状況とし ての苦情率を用い,その増減により目標の達成度を評価する。
- (2) 結果指標として,債権管理回収業の営業許可に当たっての審査件数(許 可会社数),債権回収会社に対する立入検査の実施状況(立入検査実施率), 苦情受付件数,回収先(債務者)に対するヒアリングの実施件数及び債権 回収会社に対する法務大臣の行政処分(業務改善命令等)の件数を用いる。
- (3) 評価に当たり,苦情申立ての状況(苦情率)については,苦情として表 面化しない潜在的な問題の有無を把握する手段として,債権回収会社の回 収先(債務者)に対するヒアリングを実施した結果内容により補完すると ともに、監督状況を示す立入検査の実施率、債権管理回収業の許可会社数 の増加を平行モニタリングする。また、債権回収会社に対する行政処分の 数についても、監督を適切に実施しているかどうかを示す指標である立入 検査の実施率,及び苦情申立状況を並行モニタリングをし,これらの指標 の増減推移を総合的に判断して評価する。
- (4) 以上の定量的な指標のほか,債権回収会社に対して第1回目の立入検査 で指摘した事項については,第2回目の立入検査までに十分な改善措置が 執られており,再び同様の問題点は指摘されないことなどについても定性 的な情報として評価する。

評 価 の 内 容 1 .平成15年度に講じた施策(実施状況)

(1) 苦情申立ての状況

債権回収会社の回収行為等に関して,債務者等の関係者から苦情の申立てや情報提供を受け付けることにより,回収行為の状況等を把握している。苦情の申立て等があった場合には,事実関係を調査の上,必要に応じて立入検査を実施し,立入検査の結果等によっては,業務改善命令などの処分を行う。

	13年	14年	15年
苦情の申立て件数	3 9 件	40件	48件
(内訳)			
行為規制に関するもの	3 4 件	3 9 件	42件
行為規制以外に関するもの	2件	0件	2件
その他	3 件	1 件	4 件

	13年	14年	15年
苦情率	60.0%	52.6%	56.5%

(注)苦情率(年間苦情受付件数÷営業会社数×100)

(2) 債権回収会社に対する行政処分の件数

債権回収会社の業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、債権回収会社に対して業務の改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができる(業務改善命令)。また、債権回収会社が債権管理回収業に関し、著しく不当な行為をしたときなどは、営業の許可を取り消し、又は業務の停止を命ずることができる(許可取消し、業務停止命令)。

	13年	14年	15年
行政処分の件数	0 件	0 件	1件

(3) 債権管理回収業の営業許可審査件数(許可会社数)

債権管理回収業の許可については,暴力団員等がその事業活動を支配すること,役員等に暴力団員等が含まれていることなどを欠格要件としており,暴力団員等の参入を排除している。

	13年	14年	15年
営業許可審査件数	20件	11件	11件
審査件数(累計)	6 5 件	76件	8 7 件

(4) 債権回収会社に対する立入検査の実施状況

債権回収会社の業務の実態を的確に把握し、適時・適切な指導・監督を行うことにより、債権回収会社の適正な業務の運営を確保することを目的として定期的に立入検査を実施している。

	13年	14年	15年
実施会社数	16件	23件	3 1件
営業会社数	6 5 件	76件	85件
実施率	24.6%	30.3%	36.5%

(注)実施率(実施会社数÷営業会社数×100)

(5) 回収先に対するヒアリング実施件数 (累計)

債権回収会社の回収状況について調査をする必要がある場合には,回収 先(債務者)の協力を得てヒアリングを実施し,債権回収会社による違法 ・不当な回収行為が行われていないかどうか等を調査している。

	13年	14年	15年
ヒアリング実施件数	8 1 件	105件	178件

2.評価結果

(1) 債権回収という業務行為の性質上,一般的には,暴力団員等の反社会的勢力の参入や,債務者に対する過酷な取立て等が行われる懸念があるところ,これらの成果指標である「苦情率」を見ると56.5%で前年度に比較して3.9ポイント増加しているが,行為規制に関する実質的な苦情率を見ると49.4%で前年度(51.3%)と比較すると逆に1.9ポイント減少している。

次に,結果指標である「立入検査の実施率」及び「ヒアリング実施件数」を見ると,いずれも大幅に増加しているほか,ヒアリング結果等についても特に問題になる事項は認められない。しかしながら,業務改善命令に係る行政処分が1件実施されたが,その内容は会社の運営体制に関するもので,反社会的勢力の参入や過酷な債権取立てに関するものではない。

したがって,総合的に判断して,いずれの指標についても目標値を達成 し得たと評価することができる。

(2) 債権管理回収業の許可申請件数は,87件で前年度(76件)に比較して11件増加(増加率14.5%)するなかで,これら営業許可の審査及び許可後における上記監督を通じ,今後も債権管理回収行為の適正を確保することとしている。

見直しの有無	特になし
備考	

政策所管部局	人権擁証	人権擁護局				
施策等の名称	民事法律	民事法律扶助事業の推進				
目標	基本目標					
	資力に	としい者の「裁判	を受ける権利」が実	€質的に保	障される。	
		基 準年次 ·評価総	括年次 : 平成 1 5 年)	度】		
	達成目標	1				
				//. /. == 10 -=		
			るため,事業の効率で 助及び書類作成援助		つ,民事法律扶助事業 数を増加させる。	
	指標1	法律相談援助の	実施件数	目標値等	対前年度増	
	指標 2	代理援助の実施	i件数	目標値等	対前年度増	
	指標3	書類作成援助の	実施件数	目標値等	対前年度増	
	指標4	大量一括委託契	約による事件数	目標値等	対前年度増	
	参考指標	代理援助事	件(終結事件)の成	战功率		
	達成目標 2					
	立替金	債権の償還率を[句上させる。			
	指標	償還率	目標値等	対前年度	增	
基本的考え方					ドバイスを受けたり、	
					の中には、弁護士費用	
					事業は、このような資	
					民事裁判等手続におい を受ける権利」(憲法第	
	_			-	事業については、民事	
	_				律扶助協会が,法務大	
	臣の監督の下で実施しており,国は,同事業のために,毎年,同協会に対し,					
	補助金を交付している。					
		民事法律扶助に対する需要は、裁判所への申立て事件数の増加に対応し、全				
					て、自己破産事件に対	
					する需要に対処するた 事法律扶助事業(法律	
					年度と比較して増加し	
		•	ŕ		向上しているかを検証	

	する。
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	
測定方法等	1.測定時期: 平成16年3月31日
	2.測定方法等 法律扶助協会から法務大臣に対する平成15年度事業報告中の各種データに 基づき評価を行う。
評価の内容	1.平成 15年度に講じた施策 (実施状況) (1) 民事法律扶助事業の内容

民事法律扶助事業は,以下の ~ からなる。 , の立替費用については,原則償還を要することとされ,その償還金収入は , の事業に充てることとされている。また, の法律相談援助は, の代理援助, の書類作成援助の前段階で実施されるものであり,そこでの弁護士による助言等で解決されない事件が, , の援助へと進むことになる。

このような援助を受けるためには,資力に乏しいことに加え,勝訴の見込みがあること(についてはこの要件は不要)が必要である。

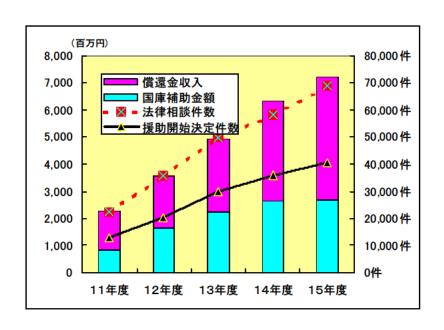
代理援助…民事裁判手続等(裁判前代理援助を含む。)における代理 人に支払う費用(弁護士費用)の立替え

書類作成援助…裁判所へ提出する書類の作成費用の立替え 法律相談援助…弁護士による法律相談の実施

(2) 事業の推移

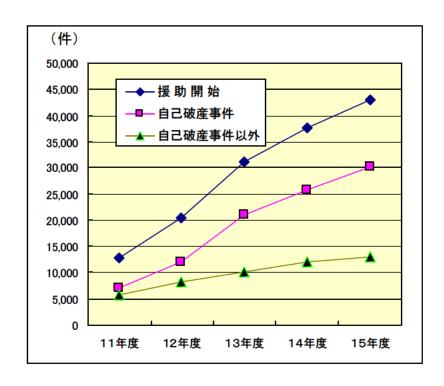
(単位:百万円)

		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
国庫補助金総額		936	2,142	2,822	3,290	3,489
	国庫補助金額	828	1,663	2,230	2,649	2,691
事 業 規 模	償還金収入	1,457	1,889	2,709	3,704	4,542
	計	2,285	3,552	4,939	6,353	7,233
代理援助開始決定件数 件)		12,744	20,098	29,855	35,820	40,627
書類作成援助開始決定件数 (件)			163	1,063	1,870	2,370
法律相談援助件数 (件)		22,362	35,505	49,802	58,158	68,769



(3) 自己破産事件の占める割合・ 裁判所に対する自己破産申立て件数

	援助開始	自己破產	産事件	自己破産	事件以外
	決定件数 (件)	(件)	割合	(件)	割合
11年度	12,744	7,016	55.1%	5,728	44.9%
12年度	20,261	12,010	59.3%	8,251	40.7%
13年度	30,918	20,830	67.4%	10,088	32.6%
14年度	37,690	25,645	68.0%	12,045	32.0%
15年度	42,997	30,081	70.0%	12,916	30.0%



	自己破産 申立件数	対前年度 伸び率
	(件)	(%)
11年度	126,080	100
12年度	139,861	111
13年度	173,641	124
14年度	226,484	130
15年度	239,451	106

裁判所に対する自己破産申立件数の急増に対応し,自己破産に対する 援助件数も急増しており,平成15年度は,援助開始決定件数の70%を 占めるに至っている。

なお,民事法律扶助事業において援助対象としている自己破産事件は,借入れの動機が同情に値し,免責が見込め,更に緊急性があり,かつ弁護士又は司法書士により援助が必要であると認められるもの等に限定されている。

(4) 代理援助事件の終結結果

勝訴	5.0% \	
和解成立	7.3%	
調停成立	4.0% > 84.6%(成功]率)
免責(破産)	65.1%	
示談成立	3.2%	

敗訴1 . 2 %調停不成立1 . 6 %

援助取下げその他 12.6%

(注)

勝訴:請求認容判決を受けた場合(一部認容を含む。)

和解:訴訟手続上で当事者の合意により判決に至らずに解決する方法

調停:裁判所における民事調停,家事調停 免責:債務者の債務の全部を消滅させること

示談:訴訟,調停を提起することなく,当事者の合意により紛争を解決する 方法

敗訴:請求棄却判決を受けた場合

成功率:勝訴,和解成立,調停成立,免責及び示談成立など被援助者の権利

が実現される方向で終結したことが明らかな事件の割合

(5) 償還率

(金額の単位:千円)

	期首立替金債権	当期立替金債権	償還免除額	償還金収入額	償還率 ÷(+ -)
14年度	8,688,750	6,429,066	270,745	3,704,161	24.9%
15年度	11,032,497	6,734,269	622,246	4,541,830	26.5%

(注)

期首立替金債権:前年度までに援助した事件の立替金残高の合計 当期立替金債権:当該年度に援助した事件の立替金額の合計 償還免除額:当該年度に立替金債権の償還を免除した金額の合計 償還金収入額:当該年度に被援助者から償還された金額の合計

- (6) 書類作成援助の大半は自己破産事件において活用されている。代理援助に比べて立替金額が低いことから,効率的な事業執行のため,本人申立てが十分可能な事案については書類作成援助を活用することが期待される(ただし,支部管内に,自己破産事件を適正に処理することができる司法書士が存在することが前提となる。)。平成15年度の書類作成援助件数は2,370件であり,前年度に比べ大幅に増加しており,事件の終結結果を見ても,代理援助の場合と異ならない。このことから,協会において,急増する自己破産事件に対する需要に応えるため,自己破産事件の中でも本人申立てが十分可能な事案について,書類作成援助を活用し,事業費の確保を図っているものと評価できる。
- (7) 法律扶助協会東京都支部においては,自己破産事件に対する援助の財源を確保するため,特定の法律事務所に対し,通常より低い単価で,自己破産事件を大量一括委託することを試行的に開始した。15年度の事件数は258件,節減額は449万円であり,事業の効率化のための工夫として,有効な方策であると評価できる。

2.評価結果

- (1) 平成15年度の代理援助,書類作成援助及び法律相談援助の各件数は,いずれも平成14年度と比べて大幅に伸びており,他方で,前記のとおり(1.(6)(7)),事業の効率的執行のための工夫もなされている。また,平成15年度に終結した代理援助事件の結果別内訳は前記のとおりであり,援助すべき事案が法律相談等において適切に選別された結果,少なくとも84.6%(85.2%・平成14年度)の事件が勝訴,和解など被援助者の権利が実現される方向で終結している。これらのことは,民事法律扶助事業に対する需要の増加に対し,法律扶助協会が適切に対応し,事業を遂行していることをあらわしている。
- (2) 償還金収入は,民事法律扶助の主要な財源となっているが,前記のとおり(1.(2)(5)),平成15年度償還金収入は45億円を超え,昨年度を8億

	強上回るものである上,引き続き償還率も向上している。このことは,扶助協会において,立替金債権を適正に管理し,償還金収入の確保に努めていることを示すものである。
	(3) 以上のとおり,達成目標1の指標1~4,達成目標2の指標の目標をいずれも達成されており,平成15年度の民事法律扶助事業は,適正に実施されたものと評価できる。
見直しの有無	特になし
備考	